

定期監査報告(第2号)

1. 監査の対象

観光商工課、農林課・農業委員会、学校教育課学校給食センター

2. 監査の期日

令和5年6月27日(月)

令和5年6月28日(火)

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【観光商工課】

・後志労働福祉センター管理運営業務委託・倶知安町中小企業センター管理運営業務委託について、月報は月ごとに提出するように協定書に記載あるので協定書どおりに処理すること。

上期下期実績報告をいつまでにするか仕様書などに記載すること。

年度ごとに協定を結んでいるので、委託関係の書類は業務の流れがわかるように時系列で一連の綴りにしておくこと。

・市場駐車場除雪業務委託について、担当職員の通知、業務責任者届出等が提出されていない。また、この書類は時系列に綴ること。

・倶知安地区支部連合補助金について、実績報告書はひな形があるので、そのとおりに作成するべきである。

請求書等は検査員が確認するので、契約綴りに写しの保存は不要である。

また手持ち資料までは、委託関係綴りに保存すべきでない。

・ひらふスキー場第1駐車場における交通結節点及び観光拠点基盤整備検討調査業務委託の積算に当たっては、国交省等の歩掛を使用すべきと考える。

予定価格調書の管理は現課で鍵のかかるキャビネット内などに保管すること。
打合せ記録簿は写しではなく原本を綴る。

- ・ひらふスキー場第3駐車場・サンスポーツランド臨時駐車場除雪業務委託について、書類は袋状のファイルに入れて綴るのではなくそのまま綴っておくこと。また、除雪業務なので検収は不要であると考える。

更に、契約書の内容を実態に合わせ作成すべきである。

- ・ひらふスキー場第1駐車場安全管理業務委託について、業務管理責任者の届出がないので提出してもらうこと。

契約書や特記仕様書に書いてある以上は提出が必要となるので、不要なものは契約書から削除すること。

【農林課】

- ・旭ヶ丘保安林管理業務委託について、業務担当員を監督員として通知しているので、改めること。

日報の提出を指示している場合は、特記仕様書などで様式を提示すること。

国や道のひな形を使用する場合はその旨指定すること。

ひな形がない場合は町が指定すること。

- ・森林環境保全整備事業（樹下植栽）、（下刈）について、打合せをすることがあれば、工事記録簿に内容を記載し、両者合意の上で互いに押印し保管すること。

工事開始前に監督員が状況を確認しておくこと。また確認した記録を残すこと。防具の指定をしていないが、機械を扱うため、安全管理は事故が起きることも想定して指導をしっかり行うこと。

- ・農地情報管理システム照会業務について、業務工程表や工期は契約の業務期間と同じ期間にすること。早期に完了した場合は前倒しは可能である。

契約上に工程表の提出について記載がない場合は提出不要である。

仕様書は契約書の一部であるので、一緒に綴じて割印すること。

業務担当員が必要でない場合は契約書に記載不要である。

【学校給食センター】

- ・学校給食配送業務委託について、契約書に記載のない業務完了報告書が6月分以降提出されているが、毎月の業務内容に大きな変動はなく配送については毎日の業務の中で確認が可能と思われるため、月ごとの完了報告は不要であるが、内部で検討したうえで、提出を必要とするのであれば、毎月の提出を契約書に記載し、報告を受けること。

完了検査も同様に必要あれば契約条項に加えること。

- ・学校給食センター調理等業務委託について、契約書と仕様書の内容について、業務担当員を業務責任者とするなど文言が揃っていない。

発注者側と受注者側で同じ名称を使用していることが混乱のもとになっていると考えられるため、次回の契約までに整理すること。

受注者側の各担当者の履歴書の写しが添付されているが不要である。

仕様書の条件に合う必要事項のみ記載し、現状の有資格者かを確認できる内容で作成した書類を提出させること。

- 外調機保守点検業務委託について、業務担当責任者の届出がされていないので、提出させること。

工事ではなく委託業務であるので、完成通知書ではなく業務完了報告書の提出を受けること。また受渡書は不要である。契約書には検査及び引渡しと記載されているので、検収ではなく検査を行うこと。